

## 一般競争入札 実施要綱

一般財団法人 海外産業人材育成協会  
理事長 栗山 信也

### 第1条（目的）

当協会の「東京研修センター非常放送設備更新工事」の契約に係わる入札公告に基づく一般競争及びその他の取り扱いについては、関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

### 第2条（公告日及び契約担当部署）

1. 公告日 2023年11月15日（水）
2. 契約担当部署 一般財団法人海外産業人材育成協会 総務企画部管理システムG（担当：大野）  
及び仕様書等 東京都足立区千住東1-30-1  
の交付元 電話：03-3888-8216 FAX：03-3888-8264  
電子メールアドレス：kansys-nyusatsu-bg@aots.jp

### 第3条（工事概要）

1. 工事名 一般財団法人 海外産業人材育成協会 東京研修センター  
非常放送設備更新
2. 工事場所 東京都足立区千住東1-30-1  
東京研修センター
3. 工事概要 上記工事場所における研修センターのラック型非常用放送設備の更新
4. 建物概要 SRC及びRC、地上6階、地下1階
5. 工期 2024年3月31日（日）まで。但し、製品制作等のやむを得ない理由により左記期間よりも遅れる場合は、質疑書（ダウンロード様式4）に具体的な工事完了日を記載し、7.（4）質疑期間内に工期延長の適否を 確認すること。協会はそれに対して質疑回答期限までに適否結果を回答する。

### 第4条（競争参加資格）

競争に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たすことを要する。

- （1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下、「予決令」という。）第70条及び第71条に該当しない者。
- （2）会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く）。
- （3）一般競争に参加する者に必要な資格（以下、「一般競争参加資格」という。）の参加申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者であると認められるものでないこと。
- （4）中央官庁の契約に係る競争参加者資格審査により、「電気工事」について一般競争参加資格を有する者で、「B」等級以上の者であること。加えて建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築業の業種区分「消防施設工事業」の許可を得ていること。
- （5）建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定される主任技術者を配置すること。資格要件は、1～2級電気工事施工管理技士またはこれと同等以上の資格に加え、消防法（昭和23年法律第186号）に規定する甲種消防設備士第4類の資格を有する者とする。
- （6）2018年以降に元請けまたは元請けの一次協力企業として完成・引き渡しが完了したホテルまたは宿泊施設を有する研修所等の施設における非常放送設備工事の実績を有すること。実績は自動火災報知設備一式に非常放送設備が含まれる工事、新設・更新のいずれ

の工事も可とし、法人の本店または支店の東京都外での実績も含むものとする。

#### 第5条（競争に参加できない者）

次に掲げる者は、本競争に参加できない。

- (1) 予決令第70条の規定に該当する者
- (2) 次の各号の一に該当する事実があった後、2年間を経過しない者
  - イ 契約の履行に当たり故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
  - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ニ 監督又は検査の実施に当たり当協会職員の職務の執行を妨げた者
  - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - ヘ 契約の履行に当たり、イからホまでの規定に該当する事実があった後2年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) (2) に該当する者を入札代理人として使用する者
- (4) 第4条各号の条件を満たさない者

#### 第6条（参加申請の提出書類）

1. 本競争への参加を希望する者（以下、「競争参加希望者」という。）は、第4条に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次の書類を提出すること。

入札担当職員から競争参加資格の有無について確認を受けるものとする。

- (1) 本競争における参加資格申請書（ダウンロード様式1）により提出すること。
- (2) 2023年11月度に有効な中央官庁の契約に係る競争参加者資格審査により、「電気工事」について「B」等級以上の資格を有する業者としての資格審査結果通知書の写し。
- (3) 納税証明書 その3の3（法人税又は所得税及び消費税について税務官署が発行する証明書）
- (4) 施工実績  
第4条（5）に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を記載した施工実績表（ダウンロード様式2）により提出すること。記載できるものは、2013年4月以降に工事が完成し引渡しが済んでいるものに限る。
- (5) 直近の会社概要資料（冊子、カタログ、受注実績等）

#### 2. その他

- (1) 前各号に掲げる諸証明書については、第一号（ダウンロード様式1）を除き、複写機等による写しをもって代えることができる。
- (2) 前各号に掲げる添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。申請書類は、日本語で記載するものとする。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付すること。申請書類の金額表示が外国貨幣類の場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率を定める件に基づき邦貨に換算して得た額を記載すること。
- (4) 申請書及び添付資料の作成に係わる費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された申請書及び添付資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出された申請書及び添付資料は、返却しない。
- (7) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は、認めない。

- (8) 申請書及び添付資料の問い合わせ先及び提出先：第2条第2項に同じ。
- (9) 提出期間  
2023年11月15日(水)から2023年11月27日(月)午後3時までとする。
- (10) 提出方法  
申請書及び添付資料の提出は、提出先に持参若しくは郵送(郵送の場合は、11月27日(月)午後3時必着とする。)するものとし、電子メールによるものは、受け付けない。

#### 第7条(参加資格審査と結果通知)

- 1. 協会は、前条により提出された資料をもとに、本要綱第4条及第5条に定める基準により資格審査を行う。
- 2. 協会は、前項の資格審査に当たり、内部審査会を組織することができる。
- 3. 審査結果通知は次の通り応募者に文書をもって行う。
  - (1) 通知日時 : 2023年11月29日(水)
  - (2) 通知方法 : 電子メールにて結果を通知する。

#### 第8条(競争関係書類の配布)

協会は、競争参加資格審査の結果を全申請者へ通知する。なお、競争参加者と認められた合格者に対してのみ、仕様書等競争関係書類を通知する。

#### 第9条(競争参加の排除)

協会は、競争参加希望者又は競争参加者が次の各号の何れかに該当する場合は、その者の本競争への参加を排除する。

- (1) 競争参加希望者又は競争参加者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力(以下、「暴力団等反社会勢力」という。)であるとき、又は暴力団等反社会勢力が競争参加希望者又は競争参加者の経営に実質的に関与しているとき
- (2) 競争参加希望者又は競争参加者が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき
- (3) 競争参加希望者又は競争参加者が、暴力団等反社会勢力に対して資金等の提供を行い、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- (4) 競争参加希望者又は競争参加者が、暴力団等反社会勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (5) 競争参加希望者又は競争参加者が、国又は地方自治体が発注する契約を履行するにあたり、暴力団等反社会勢力から不当な介入を受けながら当該国又は地方自治体への報告を怠ったとき

#### 第10条(現場確認)

協会は、競争参加者に対し、本競争による施工の対象である東京研修センターの非常放送設備の現場確認の機会を提供する。詳細は本要綱の別紙に示す。

#### 第11条(質疑)

- 1. 競争参加者は、交付された資料について質疑のある時は、次のとおり指定された質疑書(ダウンロード様式4)をもって問い合わせることができる。
- 2. 質疑問合せ期限及び問い合わせ先
  - (1) 質疑問合せ期限 : 2023年12月5日(火)正午まで
  - (2) 提出先 : 第2条第2項に同じ。
- 3. 質疑回答日時及び方法
  - (1) 質疑回答日時 : 2023年12月11日(月)午後3時まで
  - (2) 回答方法 : 電子メールにて回答を送付する。

## 第12条（入札）

1. 入札者は、次の条項により入札しなければならない。
  - （1）入札書（ダウンロード様式5）に基づき入札者又はその代理人が持参すること。  
郵送、電子メールによる入札は、認めない。
  - （2）入札書は、消費税を含んだ金額及び入札者の氏名を明記し、封緘のうえ本条3項に指定する日時及び場所に於いて入札函に投函しなければならない。
  - （3）入札者は、代理人をして入札させるときは、指定された委任状（ダウンロード様式3）を提出しなければならない。
  - （4）入札者は、あらかじめ入札金額を積算した内訳明細書を用意し、入札書と併せて入札函に投函しなければならない。内訳書の様式は、自由とするが、数量、単価、金額、消費税等を明らかにしたうえで合計金額（消費税込）を記載すること。
  - （5）入札の回数は、2回を限度とする。
2. 競争参加者は入札執行に当たっては、第7条第4項による競争参加資格審査結果通知書の写しを持参し、協会入札担当者の確認を受けること。
3. 入札、開札の日時、場所
  - （1）日時 : 2023年12月13日（水）午前10時
  - （2）場所 : 第3条第2項に同じ（東京研修センター）

## 第13条（入札保証金）

入札保証金は、免除とする。

## 第14条（入札書の引換等の禁止）

1. 入札者は、一旦投函した入札書の引換、変更又は取消をなすことができない。
2. 入札者の意思表示の内容は、入札書に表示された文字から判断するので、誤り書き等を理由として入札の無効を主張することはできない。

## 第15条（入札の辞退）

1. 入札は、いつでも辞退することができるものとする。また、入札を辞退したことにより以後の指名等に不利益な取扱を受けることはない。
2. 入札者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - （1）入札執行前には、辞退届（ダウンロード様式6）を入札執行職員に持参、又は郵送（入札日の前日までに必着）すること。
  - （2）入札執行中には、辞退届（ダウンロード様式6）又はその旨を明記した入札書を、入札執行職員に直接提出すること。

## 第16条（公正な入札の確保）

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。又、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）並びに適正化指針等に沿った公正な入札とすること。
2. 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談もおこなわず、独自に価格を決めるものとする。
3. 入札者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## 第17条（入札の取り止め等）

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期もしくは取り

止めることがある。

#### 第18条（無効の入札）

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- （1）入札金額の記載が不明確な入札
- （2）入札金額の記載が訂正したもので、その訂正について入札者（代理人を含む）の印の押していない入札
- （3）第12条第1項（2）の入札書に記載された金額と第12条第1項（4）に定められた内訳書の合計金額（消費税込）が異なる入札
- （4）委任状を提出しない代理人のなした入札
- （5）同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- （6）入札者（代理人を含む）の記名捺印のない入札又は記名（法人の場合は、その名称及び代表者の記名捺印）の判然としない入札
- （7）申請書に虚偽の記載をした者のした入札、及び誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- （8）一人で同時に2通以上の入札書をもって行った入札
- （9）連合と認められる入札
- （10）その他本実施要綱に違反した入札

#### 第19条（開札及び落札者の決定）

1. 開札は、入札参加者全員の入札書の投函が終わったのち、直ちに入札者の面前で、最低入札者及び入札金額を公表して行う。
2. 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
3. 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合に該当入札者のうち出席しないものがあるときは入札事務に関係のない職員をしてこれに代わりくじを引かせるものとする。

#### 第20条（再度入札）

1. 開札の結果、協会の予定価格の範囲内に達した価格の入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。但し、入札回数は、前回の入札を含めて2回を限度とする。
2. 再度入札に参加できる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が、第19条の規定により無効とされなかった者に限る。
3. 前回の入札に参加しなかったもの及び開札に立ち会わなかったものは、以後の入札に参加することはできない。

#### 第21条（個別交渉）

1. 前条による再度の入札をおこなっても予定価格の範囲内に達した入札者がいないときは、最も有利な価格で入札したのから順次個別の交渉に移行することができる。
2. 個別交渉は、第12条第1項（4）に定められた内訳書と当協会の作成した予定価格積算根拠に基づいて交渉する。
3. 前項の個別交渉によって合意に達した場合、そのものを落札者とする。

#### 第22条（低入札価格調査）

1. 第19条第2項により最低価格入札者が提示した入札価格が、協会の予定価格に100分の60を乗じて得た額よりも下回る場合には、当該最低価格入札者により本件契約業務の安全で良質な履行がなされない恐れがあるもの、またはその最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあるものとみなし、低入札価格調査を行う。

2. 協会は、前項の低価格入札が行われたときは、落札者の決定を保留するものとし、調査の上、後日落札者を決定する旨を告げて競争を終了する。
3. 低入札価格調査の手続きは、別途定める。

#### 第24条（入札結果通知書と契約の締結）

1. 協会は落札者に対し、落札決定の日から概ね1週間以内に本件契約に関する入札結果通知書を通知する。
2. 協会は本件一般競争入札 実施要綱に記載の契約書案、仕様書並びに落札者による入札書及び明細書に基づき落札決定の日から概ね2週間以内に契約を締結するものとする。但し、詳細につき協会担当部署と落札者が個別に協議が必要な場合は本件協議内容に基づき契約書案を修正できるものとする。

#### 第25条（契約の拒絶）

協会は、落札者が第9条第1項各号に該当する場合は、前条の入札結果通知書の通知後に拘らず、本件契約の締結を拒絶する。この場合、第9条第1項各号における「競争参加希望者または競争参加者」を「落札者」と読み替えるものとする。

#### 第26条（契約保証金）

契約保証金は、免除とする。

#### 第27条（支払条件）

1. 本件は、完成払いの対象工事とする。
2. 落札者は、工事の完成検査終了後に代金の請求をすることができる。

#### 第28条（その他）

1. 契約書作成の要否：要。仕様書に添付する別紙契約書案より契約書を作成するものとする。
2. 当該工事に直接関連する他の工事の契約を当該工事の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無し。
3. 申請書又は添付の資料に虚偽の記載をした場合においては、中央官庁の指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
4. 本入札実施要綱を入手したものは、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

#### 第29条（異議の申し立て）

入札者は、入札後この実施要綱、契約書、仕様書又は現場の不知又は不明瞭を理由として異議を申し立てることはできない。

以 上

## (入札実施要綱 別紙)

入札実施要綱第10条に示す現場確認を希望する競争参加者は、次の要領により行うこと。

### 1. 現場の所在地

一般財団法人 海外産業人材育成協会 東京研修センター  
東京都足立区千住東1-30-1 (JR常磐線、東京メトロ千代田線・日比谷線、東武伊勢崎線、つくばエクスプレス線北千住駅 徒歩10分)

### 2. 現場確認要領

競争参加者は、次に指定する期間及び時間内に限り、協会担当部署の担当者に個別に連絡を取って了承を得た上で現場確認をすることができる。

#### 2. 1 現場確認の期間・時間

##### 2. 1. 1 期間

2023年11月29日(水)～12月8日(金)

##### 2. 1. 2 時間

(1) 午前10時～午後5時(但し午後0時～1時を除く)までを原則とする。

(2) 午前0時から午前6時の閉館時間中は現場確認を受け付けない。

(3) (1)及び(2)以外の時間の現場確認を希望する場合は、2.2に示す協会担当部署の担当者の了承を得ること。

#### 2. 2 担当者

総務企画部 管理システムグループ 大野 電話 03-3888-8216

#### 2. 3 現場確認における注意事項

2. 3. 1 現場確認の場所は地下1階中央監視室、1階受付裏防災センター及びその附帯箇所を主とし、確認必要範囲外の場所については立ち入らないこと。

2. 3. 2 現場確認においては、協会職員、設備管理業務委託会社の従業員及び研修センター運営に支障のないよう留意すること。

2. 3. 3 現場確認においては、写真撮影、記録及び施設・設備機器の採寸をしてもよい。

2. 3. 4 現場確認において、図面の閲覧を希望する場合には、2.2の担当者に申し出ること。

2. 3. 5 2.3.4の図面は、東京研修センター建物内においてのみ閲覧を認め、建物外への持ち出しは禁止する。又、閲覧する図面の複写を行うことは認めるが、複写作業及び複写にかかる経費は競争参加者の負担とする。

2. 3. 6 現場確認においては、協会は質問を直接受け付けない。質問がある場合には、別途実施要綱に定める質疑応答期間内に、質疑書(ダウンロード様式4)をもって文書で質問を提出すること。

2. 3. 7 競争参加者は、現場確認において、現業者の従業員その他従業員に対しても質問をすることを禁ずる。

2. 3. 8 競争参加者は、現場確認のために、東京研修センターの客室に宿泊することはできない。

以上